

「神谷基金 ふじのくに福産品開発等支援事業費助成」のお知らせ

<内容>

ふじのくに福産品（授産品）の開発や改良等に取り組むために必要な設備及び機器の購入経費を助成します。

<助成額>

1 事業所当たり 1 品目、助成対象経費の 5 分の 4 以内で上限 3 0 万円

<助成対象施設>

障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所、生活介護事業所

※次に該当する場合は、助成対象外です。

○営利法人が運営する事業所

○この助成を令和4年度～令和6年度に受けた場合

○県社協のABCしあわせ基金 又は ふれあい基金の助成を令和5年度～令和6年度に受けた場合

<申込期限>

令和7年7月11日（金）必着

<選考結果>

選考結果の通知は、9月下旬を予定しています。

<選考委員会における審査の視点>

- ①福産品（授産品）の開発又は改良等に取り組むために必要な設備や機器の購入であるか。使用している機器の単なる老朽化による買替えではないこと。
- ②利用者の就労意欲の向上や作業への関わり、居場所づくりにつながるか。
- ③生産性や工賃の向上につながるか。

<問合せ先>

静岡県社会福祉協議会経営支援課（電話054-254-5231）

※申請方法等の詳細は、静岡県社会福祉協議会のホームページを御覧ください。
⇒ <http://www.shizuoka-wel.jp/help/kamiya/>